

八尾市母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度のしおり

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度は、ひとり親家庭及び寡婦等の経済的自立を図るため（子どもの修学や就学支度、親自身の技能習得など）に資金を貸し付ける制度です。

申請には、事前相談が必要です。相談いただく前に、貸付の対象となる支出や契約をしてしまうと貸付ができません。また、申請をいただいてから貸付金を振り込むまで期間を要しますので、お早めにご相談ください。

問合せ先

担当課：八尾市こども若者部こども若者政策課

T E L : 072-924-3988

M A I L : kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

1. 貸付対象者

貸付を利用できるのは、八尾市内に居住し、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 母子家庭の母または父子家庭の父（扶養する子に 20 歳未満の児童が含まれる方）
- (2) 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童（修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金）が対象
- (3) 父母のない 20 歳未満の児童（修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金が対象）
- (4) 寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった方）
- (5) 寡婦が扶養する子（修学資金・修業資金・就学支度資金が対象）
- (6) 40 歳以上の配偶者のない女子であって、現に子どもを扶養していない方（子どもが成人してから後に夫と死別・離婚した方、夫と死別・離婚した方のうち子どものいない方）

※（6）の方については、一部所得制限があります。

※子への貸付に際しては、償還能力を有する連帯保証人をたてる必要があります。

2. 貸付要件

貸付には、次のような要件があります。

《償還能力・意思の要件》

- ・償還能力を有すること。

【償還能力の目安】

月収 15 万円以上で、他の借入の償還と本貸付の償還月額が月収の 15% 以内

- ・制限行為能力者（未成年者[※]成年被後見人、被保佐人、被補助人）でないこと。

※未成年者は、法定代理人の同意があれば貸付可能

- ・新規貸付とは別に当貸付制度を利用している場合、滞納していないこと。
- ・原則として、新規貸付申請時に 60 歳未満であって、最終償還時で 70 歳未満であること。

《その他》

- ・主な償還者を貸付申請者とすること。
- ・多重債務に陥っている場合や陥りつつある場合は、貸付になじまない。
- ・反社会的な団体との関係者等は貸付できません。
- ・子に係る資金は、親自身が償還能力を有しなくても、連帯保証人（親・子とは別に独立している第三者）をたてることによって子自身が借主となり貸付できる場合があります。
- ・原則として、子に係る資金は貸付を受ける子の年齢が25歳未満であること。
(子が未成年の場合は、法定代理人の同意が必要。)

3. 連帯保証人

連帯保証人は、借主本人と同じ立場で支払い義務を負わなければなりません。

また、連帯保証人は、以下の要件を満たすことが必要です。

《連帯保証人の要件》

- ・親子と別住所か別生計の第三者であること。（子が借主となる場合は、子の親でも可）
※子に係る資金において、親が生活保護受給中や自己破産免責後3年が経過していない等、経済的に自立していない状態あるいは生活が不安定な状態であるときは、親以外の第三者を連帯保証人に選任すること。
- ・制限行為能力者（未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人）でないこと。
- ・償還資力を有すること。（一定の職業を持ち、独立した生計を営んでいる者で、貸付金の償還能力を有する者。多重債務者（多重債務に陥りつつある者）・生活保護受給者・自己破産免責（民事再生、任意整理含む）後3年が経過していない者は不可。）
- ・資金の貸付に関する利害関係者でないこと。
- ・連帯保証人として債務の保証承諾意思が確実にあり、名目上の保証人という意識でないこと。
- ・当貸付金や税等の公金を滞納していないこと。
- ・原則として、新規申請時60歳未満であって、最終償還時点で70歳未満であること。
- ・原則として、大阪府内在住者であること。

（参考）高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）

詳しくはこちらから→



意欲ある子供たちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する制度です。世帯収入の基準と、しっかりとした「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができます。詳しくは文部科学省のホームページ又は在学する学校の奨学金窓口へお問合せください。

4. 貸付の流れ

貸付金を希望する場合は、必ず予約をとったうえで事前相談にお越しください。



- 1 必要な貸付金の書類・金額・生活状況等について、お話をうかがいます。
- 2 貸付申請に必要な書類を提出していただきます。申請は、借主本人が行ってください。
- 3 八尾市において貸付の必要性及び償還能力等について審査し、貸付決定をします。
- 4 八尾市から貸付決定された方へ、貸付決定通知書や借用証書、確認表（債務に対する意思確認）等の書類を送付します。
- 5 借主と連帯借主及び連帯保証人は、貸付金遵守条項を確認のうえ、自署・捺印した借用証書、印鑑登録証明書及び確認票等を提出してください。併せて、面談等で連帯借主・連帯保証人の債務承諾・意思確認を行います。
また、市が指定する金融機関で予め、償還のための口座振替の手続きをしてください。
- 6 借用証書・貸付金交付請求書等の内容を確認し、事前に申請された金融機関の普通預（貯）金口座（借主本人名義に限る）に貸付金を振り込みます。振り込みは、借用手続きが完了してから2週間程度必要です。

5. 償還について

貸付金は必ず償還が必要です。償還方法などは、次のとおりです。

- ・資金ごとに定められた据置期間経過後に償還が始まります。
- ・原則として、申請時に償還計画書に記載された期間内に、元利均等払いで償還していただきます。
- ・母子・父子・寡婦福祉資金は、償還金を主な財源として貸付を行っています。償還が滞ると、資金に不足が生じ、資金を必要とする方への貸付が困難になりますので、納期限までに納付してください。
- ・償還が遅れた場合、延滞した元利金額に対して、納期限翌日から納付日までの遅れた日数分に年率3%の割合で計算した違約金を徴収します。納付が難しくなった場合は、相談に応じますので、必ず担当窓口までお知らせください。相談等がなく償還が滞った場合、一括での償還や、連帯保証人への請求、訴訟や強制執行等の対象となることがあります。
- ・住所変更、借主・連帯借主・連帯保証人の状況等に変化があれば、必ずお知らせください。
- ・原則として口座振替で収めていただきます。

《口座振替ができる金融機関》

りそな銀行・関西みらい銀行・池田泉州銀行・大阪シティ信用金庫・ゆうちょ銀行